

がんばる企業・事業者の
皆さんを応援します！！

養父市企業支援優遇制度の ご案内



●お問合せ先

〒667-0198 養父市広谷250-1
養父市 産業環境部 商工観光課

☎(079)664-0285

〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1672
養父市企業支援センター（養父市商工会内）

☎(079)662-7127

支援制度
ホームページ



目次

- P 3-4 養父市企業等振興奨励制度
- P 5 養父市販路開拓事業補助金
- P 6 養父市創業・第二創業補助金
- P 7 養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金
- P 8 養父市中小企業融資制度
- P 8 養父市アグリ特区保証融資制度
- P 9 養父市働き方改革推進宣言企業の認定登録について
- P 9 養父市働き方改革推進企業の認定登録について
- P 10 養父市地域ブランド推奨品「やぶの太鼓判」
- P 10 養父市企業支援センター

・各制度の改正について

■養父市販路開拓事業補助金

・補助対象経費を拡充しました

「新商品開発に係る調査費・委託費・専門家相談経費」を新たに補助対象としました。

■養父市中小企業融資制度

・融資の種類等が変わりました

「設備資金」「運転資金」「季節運転資金」「経営革新支援資金」「事業応援資金」を集約し、「事業応援資金(事業支援)」を創設しました。



■養父市企業等振興奨励制度

養父市では、産業の振興及び雇用機会の創出を図るため、市内に新しく立地する企業や既存の事業者の方々が行う事業拡充（工場・店舗等の新增設、機械設備の新增設）、新規創業及び販路開拓などに対し次のような奨励措置を行い、頑張る事業者の皆様を支援します。

□対象業種

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる業種のうち、大分類に属する「農業、林業（農業、林業のうち、野菜作農業に分類される植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）において事業を行うものに限る。）」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業（電気・ガス・熱供給・水道業のうち、発電所に分類される事業で地域資源を活かし環境に配慮した事業を行うものに限る。）」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業（中分類保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）に限る。）」、「不動産業、物品賃貸業（中分類物品賃貸業に限る。）」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉業（小分類療術業及び医療に附帯するサービス業に限る。）」及び「サービス業（他に分類されないもの）」とする。

□事業者要件 次のいずれも満たす法人または個人

- ・ 常時雇用従業員（雇用保険の一般被保険者）を1人以上雇用していること。
- ・ 養父市働き方改革推進宣言企業の認定を受けていること。

□申請時期

- ・ 指定事業者の申請は、事業着手前
- ・ 奨励措置の申請は、操業開始（事業開始）の日まで

奨励措置の概要

奨励措置の種類	交付の要件	奨励金等の額	適用期間	交付限度額
事業所等設置助成金		投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額	操業開始後初めて賦課された年度から5年間	「奨励金等の額」のとおり
事業所等用地取得助成金		事業に使用している土地の取得価格（造成費を含む）の10%以内 ※事業着手前3年以内に取得した用地が対象	操業開始した年度から5年間（分割して交付）	2,000万円
雇用促進奨励金	<p>■指定事業者であること。</p> <p><u>指定事業者の要件</u></p> <p>下記①及び②の要件を満たし、指定事業として指定された者</p> <p>①投下固定資産総額 新たに取得する投下固定資産（土地・建物・機械又は施設）が5千万円以上</p> <p>②常時雇用従業員数 【新設】操業開始の日において5人以上 【増設】操業開始の1年前より3人以上増加</p>	<p>新規雇用従業員（市内在住）の数に年間10万円を乗じて得た額 ※新規雇用従業員（正社員も含む）とは、市内に1年以上居住し、かつ、1年以上雇用された方をいう。</p> <p>ただし、正社員を雇用したときは、1年目に限り年間50万円 ※正社員とは、補助事業者の就業規則等により定められた方をいう。</p>	操業開始した年度の翌年度から5年間	1,000万円
緑化促進奨励金		新設の事業所に使用する土地において敷地面積の20%以上の緑地を設けるものに要した費用の30%以内の額	操業開始した年度	300万円
水道料金助成金		市の運営する水道を使用し始めた月から1年間に支払った水道料金の30%以内の額	操業開始した年度から5年間	100万円

工場、店舗等の 新增設助成金	工場、店舗等の新設又は増設に係る固定資産税課税標準額が500万円以上のものであること。	工場、店舗等の新設又は増設に係る固定資産税の納付額以内の額	新增設部分に係る固定資産税が最初に賦課された年度から3年間	「奨励金等の額」のとおり
工場、店舗等の 用地取得助成金	工場、店舗等の新增設着手前3年以内に取得した用地であること。	売買契約額（直接営業に使用する面積に限る）の3%以内の額	操業開始した年度	150万円
空き店舗等への 出店等助成金	空き店舗等への新規出店等で、賃貸借契約の期間が3年以上のものであること。	賃借料（敷金、礼金、保証金等を除く）の50%以内の額	操業開始月から2年間（24か月）	200㎡以上 120万円 200㎡未満 60万円
	空き店舗等（取得・賃貸問わない）の改修に伴い、整備した事業費が200万円以上のものであること。（備品、什器、電化製品等は除く）	賃貸・取得ともに直接要した経費の10%以内の額	操業開始した年度	100万円
機械設備の 新增設助成金	設備の近代化を図るため、機械設備（固定したものに限る）の単体価格（一連の機械設備でその機能を成すものを含む。）が200万円以上のものを導入した事業であること。	機械設備導入額の10%以内の額	機械設備を導入した年度	200万円
新製品開発研究 奨励金	単独又は共同して行う新製品の試作品製造で事業費が100万円以上のものであること。	直接要した経費の50%以内の額	製品化した年度	150万円
新規創業、 事業継承助成金	操業して1ヶ年を経過したもので事業費が500万円以上（仕入商品は除く）のものであること。 <u>※ただし、養父市創業・第二創業補助金と重複申請は不可</u>	1事業所あたり50万円	操業して1ヶ年を経過した年度	50万円
見本市への出展 奨励金	市内で製造される製品又はサービスの販路拡張のため、市外で開催される見本市に出展したもので経費が10万円以上のものであること。 <u>※ただし、物販に係る出展は対象外</u>	企業等が負担する事業費の50%以内の額	見本市に出展した年度	50万円
新エネルギー設 備の導入奨励金	環境に配慮した新エネルギー設備〔太陽光発電、風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した設備（固定したものに限る）をいう〕を導入したもので事業費が200万円以上のものであること。 <u>※ただし、売電に係る設備の導入は対象外</u>	直接要した経費の10%以内の額	設備等を導入した年度	200万円
商用車導入 助成金	次世代自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車、低排出ガス認定自動車、特定特殊自動車又は特種用途自動車を商用車として導入する事業であること。	車両価格の10%以内の額	商用車を導入した年度	100万円

□その他詳細についてはお問い合わせください。

■養父市販路開拓事業補助金

養父市では、市内の小規模事業者が行う持続的に安定した経営を図ることを目的とする販路の拡大及び本市産業の振興及び地域経済の活性化が見込まれる事業に対して補助金を交付します。

□補助対象者

- ・市内に主たる事務所、店舗を有する者で、小規模事業者である者
- ・養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を持ち持続的な安定経営が見込まれる者
- ・市税等の滞納がない者

□補助対象業種

日本標準産業分類に掲げる業種のうち大分類に属する「農業、林業(中分類農業に限る。）」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業(電気・ガス・熱供給・水道業のうち、発電所に分類される事業で地域資源を活かし環境に配慮した事業を行うものに限る。）」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業(中分類保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む。)に限る。）」、「不動産業、物品賃貸業(中分類物品賃貸業に限る。）」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉業(小分類療術業及び医療に附随するサービス業に限る。）」及び「サービス業(ほかに分類されないもの。）」

□補助対象経費

- ・販路開拓に係る広報宣伝費、印刷製本費
- ・新商品開発に係る調査費、委託費、専門家相談経費
- ・新規取引先への物流費

※新規取引先は、過去3年以上にわたり取引のない事業者を指します。

※補助対象経費の詳細については「別表(補助対象経費)」を参照してください。

□補助率と補助金額

補助対象経費合計額の2分の1以内

- ① 販路開拓に係る広報宣伝費、印刷製本費 上限10万円
- ② 新商品開発に係る調査費、委託費、専門家相談経費 上限10万円
- ③ 新規取引先への物流費 上限20万円

※補助対象経費は、①～③のいずれも10万円以上の事業費が対象となります。

※①～③は、それぞれ単独で活用が可能ですし、①～③を併せての活用も可能です。しかし、①～③を併せて活用する場合は、それぞれの補助対象経費が10万円以上でなければ申請することができません。

※同一事業者に対する補助金の交付は年度内で1回限りとします。

□申請時期

養父市ホームページ及び商工観光課窓口にて随時受付(予算がなくなり次第受付終了)。

□別表(補助対象経費)

事業名	補助対象経費	
	項目	内容
販路開拓事業補助金	広報宣伝費	ホームページ作成・リニューアル、サンプル商品作成、広告掲載料、折込料等
	印刷製本費	パンフレット印刷、商品説明資料作成等
	調査費	市場調査等に関し専門機関等に支払われる経費
	委託費	試験、分析、デザイン等の委託に要する経費
	専門家相談経費	専門的知識を有する者による指導等を受けた謝礼・旅費
	物流費	商品の輸送に伴う経費

□その他詳細についてはお問い合わせください。

□受付終了次第、ホームページの公開を終了する場合があります。

■養父市創業・第二創業補助金

養父市では、創業、第二創業により、市内における多様な起業・操業の取り組みを促進し、新たな雇用の創出、産業の振興、経済の活性化及び継続が見込まれる事業に対して補助金を交付します。

□補助対象者

- ・補助金の交付申請をする年度内に創業又は第二創業を行う者若しくは補助金の交付申請時において創業又は第二創業を行った日から3年を経過していない者で、市内に主たる事業所（本社、本店等をいう。）を有し、又は設けようとする者
- ・個人事業主は、事業の完了までに市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されている者
- ・法人は、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われている者
- ・市税等を滞納していない者
- ・養父市企業支援センター又は市内金融機関の指導を受けた事業計画を有する者
- ・個人事業主にあつては本人又は後継予定者が、法人にあつては役員の内いずれかが補助金の交付申請をする年度の前年度までに養父市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けた者

□補助対象事業

- ・補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、上記の補助対象者が市内で創業、第二創業により行う事業で、市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれる事業

□補助率と補助金額

補助対象経費合計額の2分の1以内、上限100万円

※補助対象経費の総額が50万円以上の事業費が対象となります。

※補助対象者が女性、40歳未満の者又は養父市に住民登録後3年未満の者については、補助率を3分の2以内に嵩上げします。また、市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200万円以上の設備投資を行う事業については、補助金額の上限を200万円とします。

※同一事業者に対する補助金の交付は1回限りとします。

※「養父市企業等振興奨励制度」の「新規創業、事業継承助成金」との重複申請はできませんので注意してください。

※補助対象経費の詳細については「別表（補助対象経費）」を参照してください。

□申請時期

養父市ホームページ及び商工観光課窓口にて期間を設けて募集しますので、募集期間内に申請してください。

□別表（補助対象経費）

事業名	補助対象経費	
	項目	内容
養父市創業・第二創業補助金	人件費	本事業に直接従事する従業員（パート、アルバイトを含む）に対する給与（賞与・諸手当含む）、賃金
	工事・修繕費	市内の店舗、事務所の開設に伴う外装工事、内装工事費用及び修繕費
	設備・備品等購入費	市内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費
	事務所等の賃借料	・市内の店舗、事務所、駐車場の賃借料、共益費 ・住居兼店舗、事務所については、事業に供する専用部分に係る賃借料のみ
	業務委託費	・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費 ・創業時に必要となる開発委託に係る経費
	謝金等	・本事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費 ・市内での開業又は法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費
	広告宣伝費	・販促のためのポスター・カタログ・チラシ等印刷費、看板、試供品などのサンプリング、ダイレクトメール、テレビ・ラジオ・インターネット広告にかかる経費 ・展示会出展費用（出展料・配送料）
研修費	・本事業実施のために必要な研修として支払う経費 ・社内であるか社外であるかを問わず、従業員をその事業のスキルアップのために参加させる研修会の経費（受講料、講師謝金など）	

□その他詳細についてはお問い合わせください。

□受付終了次第、ホームページの公開を終了する場合があります。

■養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金

ワールドマスターズゲームズ2027関西における養父市でのオリエンテーリング競技の開催を控え、訪日外国人誘客のための基盤づくりを推進することを目的に、市内における外国人旅行者の受入環境の整備を支援します。

□補助対象者

- ・養父市内に施設、店舗、事務所等を有し、訪日外国人の受入環境整備のため、補助対象事業を自らの費用負担で実施する事業者及び団体等。

□補助対象要件

- 1 英語を含む外国語等で施設の案内表示及び利用案内が用意されていること。
- 2 食事を提供する施設においては英語を含む外国語の食事メニューが用意されていること。
- 3 キャッシュレス決済ができること及びその旨を外国人向けに表示していること。

※補助金の実績報告の時までに当該要件を満たすものを含みます。

□補助対象経費

(1)製作費、(2)工事費、(3)翻訳費、(4)印刷製本費、(5)備品購入費、(6)サービス等の初回登録料

□補助金額

補助対象経費の2分の1以内

補助金の限度額 50万円

※同一事業者が複数の補助対象事業を行う場合、全事業の経費を合算して50万円です。

※補助回数は、同一年度において1対象事業につき1事業者1回です。

□申請時期

養父市ホームページ及び商工観光課窓口にて随時受付（予算がなくなり次第受付終了）。

※申請までに、整備内容について市と事前に相談が必要です。

□別表（補助対象事業）

	対象事業区分	対象事業
訪日インバウンド 受入環境整備促進 補助金	1.多言語音声サー ビス導入事業	① 翻訳、通訳機能を備えた音声機器の導入 ② 音声ガイド機器の導入 ③ 音声アナウンスの製作 ④ ②・③に伴う利用案内ツールの製作
	2. 外国語表記 整備事業	①施設の名称、営業案内等を標記する看板の設置 ②施設利用者の誘導を目的とした案内看板等の設置 ③施設内設備の利用方法や施設の概要、展示品等の説明書き等の設置 ④外国語食事メニューの作成及び配備 ⑤外国語ホームページの製作
	3. キャッシュレス 決済導入事業	① クレジットカード、電子マネー等の決済端末の導入 ② ①に係る回線開設、配線整備、電気工事 ③ ①に伴う利用案内ツールの製作
	4.浴室整備・トイ レ洋式化事業	① 宿泊施設の客室内浴室の整備（新規、改修） ② 宿泊施設の共同浴場の機能向上を伴う改修 ③ 和式トイレの洋式化整備 ④ 洋式トイレの増設
	5.着地型体験プロ グラム造成事業	① 着地型体験プログラムの開始又は魅力向上に資する事業 ② ①に伴うオンライン旅行検索及び予約サイト等への登録

□その他詳細についてはお問い合わせください。

□受付終了次第、ホームページの公開を終了する場合があります。

■養父市中小企業融資制度

申込方法	融資希望者は、申請書を養父市商工観光課、養父市ホームページ、養父市商工会又は取扱金融機関等から取り寄せ、必要書類を添えて希望の取扱金融機関へ提出してください。				
融資対象者	資金ごとに定められた要件を満たしていること 「事業応援資金（事業支援）」 市税・国民健康保険税を滞納していない者で、市内で引き続き6箇月以上同一事業を営んでおり、下表の要件を満たす者 「事業応援資金（開業支援）」 市税・国民健康保険税を滞納していない者で、下表の要件を満たす者				
融 資 資 金 概 要					
融資の種類	融 資 限 度 額	融 資 期 間	返 済 方 法	融 資 利 率	融 資 対 象 要 件 支 援 措 置
事業応援資金（事業支援）	8,000万円	10年以内	元金均等月賦返済（内据え置き1年以内）	年1.60%	対象：次のいずれかに該当する者 ・中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた者 ・企業支援センターの指導を受けた事業計画を持つ者 ・ひょうご中小企業技術評価制度の評価を受けた者 利子補給：年0.8%（5年間交付）
事業応援資金（開業支援）	2,000万円			年0.80%	対象：企業支援センターの指導を受けた事業計画を持つ者 利子補給：年0.8%（5年間交付）
取扱金融機関	但馬銀行 但馬信用金庫 JAたじま 各支店（八鹿支店・広谷支店・大屋支店・関宮支店）				

■養父市アグリ特区保証融資制度

養父市では、国家戦略特区の指定により、商工業とともに市内で農業を営むための事業資金に対して、兵庫県信用保証協会の保証が受けられ、且つ信用保証料の補助と利子補給が受けられます。

- 資金使途 商工業とともに養父市内において営む農業の実施に必要な運転資金及び設備資金
※商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含みます。
※資金使途において別途融資対象者の認定基準があります。
- 融資利率 融資期間10年以内の場合：年1.40%
融資期間15年以内の場合：年1.60%
- 保証料補助 支払った保証料の全額を補助（上限20万円） ※3,000万円を超える融資は対象外
- 利子補給 年0.8%（3年間交付）
- 取扱金融機関 兵庫県信用保証協会が約定する取扱金融機関
- その他詳細についてはお問い合わせください。

■養父市働き方改革推進宣言企業の認定登録について

養父市では、事業者の皆様に働き方改革への意識を高めていただくことを目的に、養父市働き方改

革推進宣言企業の認定制度を設けています。認定を受けた事業者は、養父市企業等振興奨励制度の申請をしていただくことができます。

□認定を受けるには

(1) ひょうご仕事生活センターの「ひょうご仕事と生活の調和」推進企業宣言の登録証の交付について

ひょうご仕事と生活センター <https://www.hyogo-wlb.jp>

上記のホームページを通じて、登録フォームより宣言し、自己診断を受けるだけで簡単に宣言・登録ができます。

登録後、2週間以内にひょうご仕事と生活センターより登録完了メールに宣言登録証（登録番号）が届きます。

(2) 養父市働き方改革推進宣言企業認定の申請について

- ・養父市働き方改革推進宣言企業認定申請書（様式第1号）
- ・宣言企業宣言書
- ・ひょうご仕事と生活センターより送付された宣言登録証の写し
- ・企業情報のわかる書類（パンフレット等）

以上の書類を商工観光課へ提出してください。

提出後、養父市から養父市働き方改革推進宣言企業認定書が交付されます。

■養父市働き方改革推進企業の認定登録について

養父市では、養父市働き方改革推進宣言企業が、より積極的に働き方改革に取り組んだ場合、養父市働き方改革推進企業として認定しています。事業者の皆様は認定登録をお願いします。

□認定を受けるには

(1) ひょうご仕事生活センターの「ひょうご仕事と生活の調和」推進企業認定の登録証の交付について

ひょうご仕事と生活センター <https://www.hyogo-wlb.jp>

上記のホームページを通じて、必要な手続きの申請を進めてください。センターの審査後、認定の登録証が交付されます。

(2) 養父市働き方改革推進企業認定の申請について

- ・養父市働き方改革推進企業認定（更新）申請書（様式第5号）
- ・「ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定制度設置要綱」に基づく認定証の写し
- ・取組みを実施した事が分かる写し
- ・企業情報のわかる書類（パンフレット等）

以上の書類を商工観光課へ提出してください。

提出後、養父市から養父市働き方改革推進企業認定書が交付されます。

□その他詳細についてはお問い合わせください。

■養父市地域ブランド推奨品「やぶの太鼓判」

養父市には、特徴ある農産物や独特の伝統行事など、個性的・魅力的な地域資源が豊富にあります。養父の産品を地域ブランド推奨品【やぶの太鼓判】として幅広く全国へ発信することで、さらに地域の魅力を向上させ、地域経済の活性化を図ります。

□申請について

原則として、養父市内に住所（事業所または製造場所）を有すること。ただし、養父市内の素材を概ね使用する産品であって、市内で販売されることが確実なものは対象となります。

□対象となる産品

- ・農林水産物：原則として市内で栽培、飼育又は採取（以下「生産」）されたものであること。
- ・加工品：原則として、市内の事業所で製造されたものであり、商品名や商品企画などに、養父を表現する要素を持っていること。
- ・調理品：市内の飲食店で提供している調理品であること。

□募集期間

商工観光課窓口にて随時募集

- ・申請いただくと直近の審査会に諮ります。

□養父市地域ブランド推奨認定基準について

- ・養父らしさ、独自性、信頼性、市場性、将来性

□応募方法

認定を受けようとする生産者及び事業者は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて事務局まで提出してください。

- ・申請書
- ・申請調書
- ・誓約書
- ・その他必要な書類

□その他詳細についてはお問い合わせください。

■養父市企業支援センター

養父市では、養父市商工会で市内事業所の経営革新や販路開拓、市内での創業及び第二創業、人材育成等の企業支援を行うことにより、市内産業の振興を図ることを目的としています。

□事業内容

(1) 専門家派遣による相談業務

- ・経営革新に関すること
- ・新製品の開発、生産、販路開拓に関すること
- ・創業及び第二創業に関すること
- ・事業承継に関すること
- ・人材育成に関すること
- ・企業間連携及び農商工連携に関すること
- ・経営の改善に関すること
- ・その他企業の育成に関すること

(2) 養父市のしごと・ひと・未来をつくるビジネスマッチングサイトの運営

- ・市内事業所等の有する遊休地等についての情報掲載
- ・市内事業所等の事業承継に関する情報掲載
- ・市内事業所等の事業紹介を含めたビジネスマッチング

□その他詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先

〒667-0021

養父市八鹿町八鹿1672

養父市企業支援センター（養父市商工会内）

☎ (079) 662-7127